

各居宅サービス担当者様

うえるびーいんど

平成28年 8月13日

第313号

ウェルビーイング (well-being) 身体的にも精神的にも社会的にも良好に
「その人にとってより良く生きていく」ということを意味する言葉です。
この紙面において、医療・介護に関する情報を
お伝えしていければと思っています。



「生活援助」のカットで終わらせない制度設計を

今回の介護保険制度の見直しでは、軽度者に対する「生活援助」や福祉用具貸与のあり方が大きなポイントとなっています。7月20日に開催された介護保険部会では、本格的な給付見直しの議論がついに開始されました。

厚労省が提案するのは、訪問介護のなかの掃除や洗濯、調理といった「生活援助」サービスや、福祉用具貸与や住宅改修における、軽度者への給付の見直しです。

厚労省の資料によると、訪問介護を受ける利用者は、「生活援助中心型」「身体介護中心型+生活援助加算」「身体介護中心型」のいずれのパターンも年々増加しており、平成26年はそれぞれ47.1万人、30万人、48.4万人が利用しています。

「生活援助」のなかで特に需要があるのは「掃除」「一般的な調理・配膳」であり、これらの「生活援助」を、7割の介護福祉士が「ほぼ毎回」実施している実情では、介護福祉士の専門性を活かし切れていないという課題があると指摘されています。

これまで、給付を抑制するために「軽度者」や「生活援助」への見直しは何度も行われてきました。

平成18年度の介護報酬改定では、要支援の利用者向けに予防給付のサービスが導入され、月ごとの定額報酬制となり、「生活援助」においては60分以上のサービスへの加算が算定できなくなりました。平成24年度の介護報酬改定では、「生活援助」の時間区分が変更され、「30分以上1時間未満」が「20分以上45分未満」に、「1時間以上」が「45分以上」に削減されています。

また、制度改正とは別に、平成18年頃から保険者である市区町村による「同居家族」がいることを理由とする「生活援助」への利用制限が広がっています。保険者ごとに対応が異なるものの、いまや「同居家族」がいる場合は「生活援助」は利用できないという“常識”が定着しています。

「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「介護離職ゼロの実現」が打ち出されているなか、訪問介護における「生活援助」をどういった位置づけとしていくのか。ただ給付を抑制するだけではない議論が求められます。

通所リハビリから訪問診療まで
在宅サービスのことは、何でもご相談下さい。
在宅で生活していく皆さんを応援します！



春日部厚生クリニック

TEL 754-4313
介護連携室 根岸